

「労働組合とは何か」

木下 武男著

壳れないはずの労働組合論が話題を呼んでいる。評者も本書をめぐる座談会に参加したのだが、あらためて書評を書いてみたい。

●著者の理論の原点と推進

最初に、著者の理論活動の原点と変遷をたどって、著者にとっての本書の位置を確認しておこう。

著者が本格的に労働組合論の執筆活動をはじめたのは、一九八〇年代半ばのことである。労働戦線再編の最終盤を迎える時期であった。

当時、未組織労働者の組織化戦略や職

●本書の概要

労働者の働き方を変えるのは、政治ではなく労働組合である——これが「アカデミズムの専門研究と運動現場をつなぐ『通訳者』『翻訳者』」を任ずる著者の根本的なメッセージである。

著者のいう「本当の労働組合」とは、職業別組合、一般労働組合、産業別組合をさすが、職業別組合は歴史的な使命を終え、一般労働組合は「複合産業別組合」であるから、産業別組合と一般労働組合が「世界標準の産業別組合」である、と述べている。対して日本の企業別組合は「あだ花」とされる。

そして、労働組合の歴史・理論・未来を論じるのだが、必ずしもこの順序で構成されていないため、やや錯綜した印象を与えていた。整理してみよう。

まず、「歴史」（歴史編）で、前近代のギルドを「本当の労働組合」の源流としている（第一章）。そして、イギリスの職業別組合（第二章）と一般労働組合

能的労働組合論を発表し、再編の直後には、全国単産の組織性格と再編・分裂の基盤を解明するため、労働者類型論を提起した。

これは、賃金制度の型と人事査定の有無・強弱を基準とした五つの類型、すなわち、①民間大企業型年功労働者、②官公労型年功労働者、③年功性のうすい労働者（中小企業労働者など）、④家計補助的労働者（パート労働者）、⑤職能的労働者（建設、運輸、音楽、プロスボーツ）であった。この類型論と各単産の伝統、リーダーの個性、政治潮流との関係

（第四章）、アメリカの産業別組合（第五章）について「必要の限りにおいて歴史を一定の枠で切り取」り、その上で、日本の企業別組合の形成と衰退の軌跡を跡づけている（第七章）。

また、「理論」（分析編の1と2）は、ウェーブ夫妻の「産業民主制論」に依拠して、三つの方法を示している。著者の表現に従えば、①「相互扶助」（正しくは「相互保険」）で、共済一般ではなく、失業給付による「相手のいない団体交渉」をさす）、②「法律制定」、③「集合取引」（=団体交渉）である（第三章）。ここでは労働組合を政党の従属物として扱う思想を厳しく批判している。そして、「本当の労働組合」である産業別組合の組織と機能を「社会システム」=ジョブ型社会の構想とともに論じている（第六章）。

最後に、本書の四分の一を占める「未來」（分析編の3）は、既存の組合の「内部改革」ではなく、「非年功型労働者」

浅見 和彦
(専修大学教授)

が影響を与える要因として把握された。また、このとき「組織形態論」「組合機能論」の議論を始めており、本書で用いられている基本的なコンセプトがすでに登場していた。

一九九〇年代に、使用者の雇用戦略の転換が生じ、また労働組合運動の危機は深化した。著者は九〇年代後半、労働者五類型論を賃金制度論として把握し直すことには注力するのである。

二一世紀の初頭になると著者の労働組合運動論の「原論」というたつた單著⁽¹⁾が刊行される。そこでは、労働者の類型論、形態論、機能論を「三位一体」でとらえることの重要性を強調している。労働者類型論も当初の五類型論ではなくて、「新しい労働者類型の登場」が指摘されている。そして、企業別組合主義の克服には、そのための社会システムと運動の主体的要因の二つが必要であることを指摘していたのである。

本書の評価にかかる論点を三つだけ指摘して、コメントすることにしたい。

第一は、著者が主張する「本当の労働組合」にかかる。著者は先進諸国の労働組合の組織形態について、産業別組合が「標準」だとしている。組織形態論はG・D・H・コールの分類であって、ウェーブは組織形態論そのものに否定的であったことが前提になるが、そのうえで、本書も職業別組合と一般労働組合はイギリスの例をとり、産業別組合はアメリカの例をとらざるをえないよう、各國の歴史的背景によつて異なるのである。

イギリス、アイルランド、デンマークでは、職業別組合が強固に定着する一方、変化は漸次的に生じたため、半熟練

労働者は一般労働組合をつくる中心になつた。同一産業内で職業別組合と一般労働組合は併存し、産業別組合は職業別組合が存在しなかつた化学など二〇世紀の新しい産業で結成されたにすぎない。

他方、ドイツ、フランス、イタリアでは、大量生産方式の普及にともない、職業別組合が半熟練・不熟練労働者にも門戸を開放したことと、社会主義政党の影響力が強かつたことが労働者階層の統一への動きを強めた。その結果、職業別組合自身が産業別組合へと変化していくのである。

アメリカ合衆国では、巨大な市場を背景に企業組織や技術の変化が急速で、また使用者の組合敵視が強硬であったため、職業別組合が大企業の基幹工程外に放り出された。その後、職場を基礎に半熟練労働者が中心になつて産業別組合がつくられたのであった。

第二は、団体交渉の構造と企業内外の

第三に、運営計画の実現を図るためにかかる問題である。本書で民間大企業や公務の分野における「内部改革」の方策が提案されていないのは、著者が「外部構築」先行論の立場にあるためである。

関西地区生コン支部を中心に、音楽ユニオン、プロ野球労組の三組織からとらわ
てあるが、後二者は「非年功型」ではあるが、「底辺労働者」ではない。最初の
五類型論から姿を消した「職能的労働者」にあたる。

「産業労働者」に限定せずに、單に「日本労働者」の組合組織化運動の歴史、産業別交流形成の諸経験や中小企業労働組合の運動諸形態をあらためて検討し、労働者諸類型の中に発見しうる戦略的な立場といふ要素に注目することが大切ではないか。そうすることで運動再生へのもつと幅広い事例が少なからず見出せるだろう。

は、歐州諸国では労働組合は企業横断的な労働市場規制を中心にしてきたと理解し、また第二次世界大戦後の変化にほとんど言及しない。

しかしイギリスの機械工業における企業外の労使の協約は、その団体関係や紛争処理を規定する手続き協約としての性格が濃厚で、賃金などの実質協約として発展させることが難しく、大企業の職場に進出した職業別組合は一八六〇年代から職場交渉をおこなった。また一般労働組合も、とくに一九六〇年代以降、地域合同支部から職場支部へ再編し、職場交渉に対応した。現在、産業別交渉機構は建設などを除けば、ほぼ消滅している。

一方、大陸歐州諸国では、職業別組合は中小企業にとどまり、また使用者は職場からの組合の排除を意図したため、職場交渉の余地の少ない、水準の高い企業外協約による規制となつた。それでもドイツは第一次世界大戦後から企業内労働組合が設置され、第二次世界大戦後ま

経営参加も進んだ。他方、ブランチは一九六〇年代末になつてようやく法律で職場支部が認められ、八〇年代以降、国家による企業内交渉の促進政策が強化されている。

要するに、労働組合側からの議論だけでは不十分なのである。なぜなら、使用者や使用者団体が団体交渉に携わるのには、労働市場規制という動機だけではなく、労働者の管理統制という目的があるからである。さらに、産業別交渉は全国的な労使協調の枠組みにもなりうることは史実の示すところである。産業別によ企業別にせよ、団体交渉の構造は労働規制への労働組合の参加の性格や程度を限定する管理統制の仕組みとして、使用者側の視点から見ることは不可欠なのである。²²また、第一次世界大戦前後からみられる産業別交渉体制形成への、さらには第二次世界大戦後は企業内労使関係形成への国家の介入も指摘すべき事柄であ

【5】 本題は、石体の
　　第一回が、著者の功績である。研究者か

人者である著者の功績である。研究者からも運動の実践家からも、本書の内容をめぐる活発な論争がなされることを期待したい。

〔注〕

二〇二一年「エニオ二大ムの創造」[POSSE] 四八号。

一九九〇年「労働組合を創る」大目
書店、および木下武男 一九九〇年

「産業別全国組織の分裂・再編と民間連合」への道のり 大原社会問題研

研究所編「連合時代」の労働運動——再編の道程と新展開』総合労働研究所

(3) 木下武男 一九九九年「日本人の
賃金」平凡社。

う。